## 各国における入管収容制度

※比較対象:送還に関する決定が出された外国人の収容 難民研究フォーラム(2020年10月作成、2023年5月最終更新)

	収容期間の上限	定期的な審査 (カッコ内は審査機関)	収容開始時の 司法審査	被収容者数	平均収容期間
オーストラリア	なし	なし	なし	1,440人(2021/8/31時点)	696日(2021/8/31時点)
カナダ	なし	48時間以内、7日間以内、 30日毎(司法)	なし (※1)	326人(2019-2020年の 1日あたりの平均)	13.9日(2019-2020年)
フランス*	90日 (※2)	48時間後、30日後(司法)	なし(※3)	53,273人(2019年/年間)	16.8日(2019年)
ドイツ*	6か月(※4)	なし	あり	2,777人(2018年/年間)	24日(2018/3-2019/6) (Darmstadt-Eberstadt 収容施設の場合)(※5)
日本	なし(※6)	なし	なし	13,216人(2020年/年間) 346人(2020年末時点)	549.5日(2020/1/1時点) (東日本入国管理センターの 場合)(※7)
韓国	なし	3か月毎(行政)	なし	統計なし (※8)	30~39日(2021/6/30時点) (主要 3 施設の場合)(※ 9)
スウェーデン*	2か月(※10)	2 か月後(行政又は司法) (※11)	なし	2,528人(2020年/年間) 369人(2020年末時点)	55.3日(2020年)
イギリス	なし	4 か月毎(司法)	なし	14,773人(2020年/年間) 910人(2020年末時点)	統計なし (※12)
アメリカ	90日(※13)	90日後、180日後、18か月後、その後は毎年(司法)	なし	19,254人 (2020年の1日あたりの平均)	45.7日(2020年)

## 【注釈】

- \* EU加盟国の場合、EU指令(Return Directive 2008/115/EC)で「各構成国は、6ヶ月を超えない範囲の期限で収容期間を設定しなければならない」とされている。
- ※1:収容開始から48時間以内に、独立行政裁判所であるカナダ移民難民委員会(Immigration Refugee Board of Canada)が収容に合理的な根拠があるかを自動的に審査する。
- ※3:行政判断による収容は48時間までしか行うことができず、収容開始から48時間以内に、行政裁判所であるJudge of Freedoms and Detention が法律に 定められた収容の要件を満たすか、審査を行う。
- ※4:可能な限り最短でなければならない。司法審査により送還を妨げると判断された場合は、更に12か月延長可能。
- ※5:全国的な統計なし。
- ※6:退去強制令書に基づく収容の場合。
- ※7:全国的な統計なし。
- ※8:全国的な統計なし。2021年7月31日時点で華城・清州・麗水収容所に4,244人が収容されていた。なお、2021年6月30日時点で約450人が出入国庁や 出入国事務所の「収容室」に収容されている。
- ※9:全国的な統計なし。2021年6月30日時点の華城・清州・麗水収容所の平均収容期間は、それぞれ32.5日、30日、39日だった。
- ※10:特別な事情(非協力的、必要文書の取得に時間を要する)がある場合に限り、12か月を超えない範囲で延長可能。
- ※11:加えて、収容開始から6か月経過後に収容代替措置の検討が自動的に行われる。

・法律:Immigration and Nationality Act

- ※12:2020年に放免された15,449人について、収容期間が29日未満は11,924人、29日以上2か月未満は1,766人、2か月以上4か月未満は1,020人、4か月以上12か月未満は634人、1年以上2年未満は97人、2年以上は8人だった。
- ※13:90日以内に送還が行われず、特定のカテゴリー(特定の犯罪について有罪判決を受けている、再犯(政治的犯罪を除く)、人身売買への関与等)に当てはまる場合は、延長することができる。

## 【出典】

アメリカ

オーストラリア	・法律:Migration Act 1958	·統計:Immigration Detention and Community Statistics Summary		
カナダ	・法律:Immigration and Refugee Protection Act	·制度:Global Detention Project	<u>・統計:カナダ国境サービス局</u>	
フランス	・法律:Code of Entry and Residence of	・制度、統計:Global Detention Project	・制度:CGLPL	
	Foreigners and of the Right to Asylum	·統計:AIDA		
ドイツ	·法律:Residence Act	·統計:Global Detention Project	·統計:AIDA	
日本	・法律:出入国管理及び難民認定法	·統計:難民支援協会	·統計:e-Stat	
韓国	· 法律:Immigration Control Act	·統計:Global Detention Project		
		・統計:2021年韓国の外国人収容所の現実(市民[	団体<マジュン>)	
スウェーデン	· 法律:Alien Act	·統計:AIDA		
イギリス	·法律:Immigration Act	·統計:Immigration Statistics	·統計:AIDA	

・統計:ICE

なお、韓国に関する統計については、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター呉泰成氏から資料提供を受けた。